



島根県報

令和元年7月12日（金）

第 20 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則 (農 業 経 営 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出 (地 域 福 祉 課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (障 が い 福 祉 課) 2

障害福祉サービス事業者の指定

農地を利用する権利の設定に関する裁定 (農 業 経 営 課) 3

県営土地改良事業の工事の完了 (農 村 整 備 課) 3

漁業災害補償法の規定による同意 (水 産 課) 4

廃川敷地等の発生 (河 川 課) 4

【公 告】

島根県職員宿舍給水管赤錆対策装置の調達に係る提案競技の実施 (管 財 課) 4

島根県農業近代化資金利子補給管理システム開発及び運用・保守業務に係る提案 (農 業 経 営 課) 8

競技の実施

公布された条例等のあらまし

◇島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則（規則第22号）

1 規則の概要

養成部門の編成を改めることとした。（第2条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 12 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第22号

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

科	専 攻	入 学 定 員	修 業 年 限
農 業 科	有 機 農 業 野 菜 花 き 果 樹 肉 用 牛	40人	2年
短期農業経営者養成科		5人	1年
林 業 科		20人	2年

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年 7 月 12 日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	廃止する事業	施術所の所在地	廃止年月日
塚羽 照雄	塚羽整骨院	柔道整復	浜田市殿町83-54	平成31年 3 月 31 日
塚羽 満里子	塚羽整骨院	柔道整復	浜田市殿町83-54	平成31年 3 月 31 日

島根県告示第139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉

サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和元年7月12日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人地域活動支援センターよしかの里	生活介護	特定非営利活動法人地域活動支援センターよしかの里	島根県鹿足郡吉賀町六日市576番地3	令和元年7月1日

島根県告示第140号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和元年7月12日

島根県知事 丸山達也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市神西沖町字蛇島2448番	畑	753
出雲市神西沖町字蛇島2429番1	畑	536

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
畑地として利用	令和元年8月1日	権利の始期から令和5年3月31日まで	7,734

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等	所有者等の住所
出雲市神西沖町字蛇島2448番	原 喜代松	島根県出雲市湖陵町大字差海1695番地
出雲市神西沖町字蛇島2429番1	原 照視	島根県出雲市大社町鶴峠328番地

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第141号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和元年7月12日

島根県知事 丸山達也

事業名	完了年月日
八神・太田地区（八神工区）区画整理事業（県営農地環境整備事業）	平成31年3月27日
八神・太田地区（太田・森原工区）区画整理事業（県営農地環境整備事業）	平成31年3月27日
八神・太田地区 農用地保全施設整備事業（県営農地環境整備事業）	平成31年3月27日

島根県告示第142号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和元年7月12日

島根県知事 丸山達也

1 加入区の名称

浜田

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

島根県告示第143号

河川区域の見直しにより廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県雲南県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年7月12日

島根県知事 丸山達也

1 河川の名称

一級河川斐伊川水系杉谷川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和元年7月12日

3 廃川敷地等の位置

雲南市木次町里方80番6地先から同60番1地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 142.57平方メートル

公 告

島根県職員宿舍給水管赤錆対策装置の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和元年7月12日

島根県知事 丸山達也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県職員宿舍給水管赤錆対策装置の調達

(2) 入札案件の仕様等

別に定める「島根県職員宿舍給水管赤錆対策装置の調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 賃貸借期間

令和元年12月1日（日）から令和6年9月30日（月）まで

(4) 設置期限

令和元年11月30日（土）

(5) 設置場所

仕様書による。

(6) 提案価格の上限額

46,910,400円（消費税及び地方消費税を除く。）

月支払上限額 808,800円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 法人格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

エ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

カ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、5の(2)のアの提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であって、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(6)電気通信機器」又は「(9)その他」に登録されている者であること。

サ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資割合

(ヘ) 構成員の責任

- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (カ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからコまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間、配布場所等

(1) 配布期間

令和元年 7 月 16 日（火）から同月 26 日（金）までの間（閉庁日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）。ただし、令和元年 7 月 26 日（金）は、午前 9 時から正午までとする。

(2) 配布場所

島根県総務部管財課管理調整グループ（島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁本庁舎 4 階）

(3) 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で 1 部を配布する。

(4) 提案競技説明会の開催日時及び場所

ア 開催日時

令和元年 7 月 30 日（火）午後 2 時

イ 開催場所

松江市殿町 1 番地 島根県庁本庁舎 6 階 603 会議室

(5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿に関する問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

電話 0852-22-5336

F A X 0852-22-6171

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1 部

(2) 会社概要書又は経歴書 1 部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各 1 部）

(3) 財務諸表（5の(2)のアの提出期限日から直前 3 年間分） 1 部（共同企業体の場合は、構成員全ての財務諸表を各 1 部）

(4) 協定書の写し（共同企業体の場合に限る。） 1 部

(5) 担当者届 1 部

(6) 提案書提出書 1 部

(7) 提案書 7 部

(8) 関係業者一覧 7 部

- (9) 設置装置届 7 部
- (10) 見積書 1 部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法
- 郵送又は持参による。
- (2) 提出期限
- ア 4の(1)から(5)までの書類については、令和元年8月20日(火)午後5時まで(郵送の場合は、書留とし、同日午後5時までに必着のこと。)
- イ 4の(6)から(10)までの書類については、令和元年9月3日(火)午後1時まで(郵送の場合は、書留とし、同日午後1時までに必着のこと。)
- (3) 提出先
- 〒690-8501
- 松江市殿町1番地 島根県総務部管財課管理調整グループ
- 電話 0852-22-5043
- FAX 0852-22-6037
- 電子メール kanzai@pref.shimane.lg.jp
- 6 提案競技に係る質問書について
- 質問書を令和元年8月2日(金)午後5時までに電子メールにより提出すること。
- (1) 提出先 5の(3)に同じ。
- (2) 質問に対する回答は、令和元年8月9日(金)までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知
- 提案競技参加資格確認申請者に対し、令和元年8月28日(水)付けで、郵送にて通知する。
- 8 選定方法
- (1) 島根県職員宿舍給水管赤錆対策装置の調達に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。
- ア 設置する給水管赤錆対策装置の性能及びコストパフォーマンス
- イ 施工計画の妥当性
- ウ 賃貸借方法及び維持管理内容
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の評価点を合計する方法により得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による書面審査とヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。なお、参加者が多数の場合は、評価基準に基づく書面審査のみにより5者程度を選出し、ヒアリングを実施する。
- (5) ヒアリングの日程については、令和元年9月13日(金)を予定しているが、実施日時等については該当者にのみ別途通知する。
- ア 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- 9 提案の無効に関する事項
- 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。
- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。

- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 支払方法

契約予定者との協議事項とする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出後の書類の追加又は修正には、応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Title : Procurement of equipment for treating rusted water pipes in Shimane Prefectural Government workers' living quarters
- (2) Rental Period : December 1, 2019 - September 30, 2024
- (3) Installation Deadline : November 30, 2019
- (4) Submission Deadline for Written Proposal : September 3, 2019
- (5) Contact : Property Division, Shimane Prefectural Government 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5043

島根県農業近代化資金利子補給管理システム開発及び運用・保守業務において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

令和元年7月12日

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県農業近代化資金利子補給管理システム開発及び運用・保守業務

(2) 仕様

「島根県農業近代化資金利子補給管理システム開発及び運用・保守業務に係る提案競技要求仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県農業近代化資金利子補給管理システム開発期間

契約の日から令和2年3月31日まで

イ 島根県農業近代化資金利子補給管理システム運用・保守期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

ア 開発費（令和2年度から令和6年度までの5年分）：16,115千円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度上限額 令和2年度 3,223千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和3年度 3,223千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和4年度 3,223千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度 3,223千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和6年度 3,223千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 運用・保守費（令和2年度から令和6年度までの5年分）：12,970千円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度上限額 令和2年度 2,594千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和3年度 2,594千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和4年度 2,594千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度 2,594千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和6年度 2,594千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ウ 総額（ア＋イ）：29,085千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、予算上限額の積算における消費税及び地方消費税の税率は、10%である。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であって、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 開発リーダー経験5年以上の者がプロジェクトリーダーとなること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ワ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

オ (1)のケに該当すること。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和元年7月12日（金）から同月26日（金）までの、閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県農林水産部農業経営課農業金融・団体グループ（島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎5階）

ウ 配布手続

守秘義務の遵守に関する誓約書を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の様式は、島根県ホームページからも提供する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 直近の財務諸表 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

キ 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

ク 担当者届 1部

ケ 構築業務従事予定者職務経歴書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和元年7月26日（金）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

11に同じ。

(3) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和元年8月2日付けで郵送にて通知する。

5 提案競技に係る質問票

(1) 質問は、期限までに質問票により提出すること。

なお、質問は、FAX又は電子メールにより受け付ける。ただし、着信について電話により確認すること。

(2) 送付先

FAX 0852-22-5968

電子メール nogyo-keiei@pref.shimane.lg.jp

(3) 提出期限は、令和元年7月19日（金）午後3時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和元年7月24日（水）までに、提案競技説明書受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書提出書 1部

イ 提案書 5部

ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和元年8月8日(木)午後3時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着とする。

ウ 提出先

11に同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県農業近代化資金利子補給管理システム開発及び運用・保守業務に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書の内容について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション又はヒアリングを行う。

なお、プレゼンテーション又はヒアリングの日程等については、提案協議参加者に別途通知する。

(2) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

ウ 評価点の最も高い者を契約予定者とする。

(3) 審査結果及び契約予定者の通知

審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(4) その他

審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 申請が事実と反するとき、又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により契約予定者と随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合などは、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他留意事項

- (1) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (6) 提出書類は、返却しない。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県農林水産部農業経営課農業金融・団体グループ

電話 0852-22-6201

F A X 0852-22-5968

電子メール nogyo-keiei@pref.shimane.lg.jp